

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、専門家派遣事業（以下「本事業」という。）の実施について、専門家派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専門家派遣事業)

第2条 実施要綱第4条第1項第1号の「専門家派遣事業」の実施については、次の各号によるものとする。

(1) 当該事業の対象は、次の要件のいずれにも該当する地域団体とする。

ア 地域の課題が整理され、課題解決に向けた実践活動を検討しており、専門家に求める役割が明確であること。

イ 当該地域団体が市町と連携した取組を展開していること。

(2) 専門家の派遣回数及び派遣期間は、地域の課題や目標、組織体制等を勘案しつつ、別表に定めるとおりとし、毎年度、予算の範囲内で決定する。

(3) 専門家の派遣を希望する地域団体は、専門家に求める指導・助言の内容など、専門家の派遣を受けるに当たって必要となる事項について、市町と協議するものとする。

(4) 市町は、前号の規定による協議の結果、当該地域団体が派遣を受けることが適当と認めるときは、専門家派遣申請書（別記第1号様式）を専門家派遣事業受託者（以下「受託者」という。）に提出する。

(5) 受託者は、前号の規定による申請があった場合において、申請の内容、予算の執行状況等を総合的に勘案し、専門家を派遣することが適当と認めるときは、専門家派遣通知書（別記第2号様式）により、市町に通知する。

(6) 地域団体は、専門家の派遣計画の変更を希望する場合には、あらかじめ、変更の内容及びその理由等について市町と協議するものとする。

(7) 市町は、前号の規定による協議の結果、派遣計画の変更が適当と認めるときには、専門家派遣計画変更申請書（別記第3号様式）を受託者に提出する。

(8) 受託者は、前号の規定による申請があった場合において、変更の内容、予算の執行状況等を総合的に勘案し、派遣計画の変更が適当と認めるときは、専門家派遣計画変更承認通知書（別記第4号様式）により、市町に通知する。

(9) 地域団体は、専門家の派遣計画を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市町と協議するものとする。

(10) 市町は、前号の規定による協議の結果、派遣計画の中止、又は廃止が適当と認めるときには、専門家派遣中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を受託者に提出する。

(11) 受託者は、前号の規定による申請があった場合において、派遣計画の中止、又は廃止が適当と認めるときは、専門家派遣計画中止（廃止）承認通知書（別記第6号様式）により、市町に通知する。

- (12) 専門家の派遣を受けた市町は、専門家の活動状況を専門家活動報告書（別記第7号様式）により、活動の実施日から15日以内に受託者に提出する。
- (13) 受託者は、前号の専門家活動報告書に基づき、専門家に謝金及び旅費を支払う。
- (14) 市町は、当該年度の専門家の派遣が終了したとき又は派遣計画の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに専門家派遣年間実施報告書（別記第8号様式）を受託者に提出する。

（先進地視察支援事業）

第3条 実施要綱第4条第1項第2号の「先進地視察支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 先進地視察支援事業による地域団体への助成金の交付は、専門家の派遣受入期間中を通じて1回を限度とする。
- (2) 先進地視察を実施しようとする地域づくり団体は、あらかじめ専門家及び市町長とその目的、視察先等について協議の上、これを決定するものとする。
- (3) 先進地視察の実施に当たっては、市町職員は原則としてこれに同行するものとし、専門家は可能な範囲で同行するものとする。

（事業の進行管理）

第4条 受託者は、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、地域団体及び市町に対し、必要な指導・助言を行い、本事業を適切に進行管理するものとする。

（情報発信）

第5条 受託者及び県は、本事業の実施に係る現地での活動状況等について、ホームページや広報誌への掲載、活動報告会の開催等により、広く情報発信に努めるものとする。

（その他）

第6条 その他本事業の実施について必要な事項は、受託者及び県が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和2年10月16日から施行する。
- 5 やまぐち中山間地域づくり活動支援事業実施要領は、廃止する。

別表 派遣回数及び派遣期間（第2条関係）

派遣回数	派遣期間
原則として年6回を限度とする。ただし、当該地域団体の希望があり、やむを得ないと認められる場合は、派遣回数を変更することができる。	派遣開始月から最長24月とする。